

# 軽自動車税・自動車税に関するお知らせ

## ①軽自動車税

5月上旬に通知される軽自動車税の納期限は5月31日(休)です

市税取扱金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所、富士松支所で納付してください。

口座振替の申し出をしている場合は、5月31日(休)に指定口座から引き落とされます。

※税額などについては、市民だより3月1日号をご覧ください。

車検用納税証明書は保管しておきましょう

▶現金納付…納税通知書の右端が車検用納税証明書となっています。

▶口座振替…6月中旬に車検用納税証明書を送付します。

※5月31日(休)から6月中旬までに車検用納税証明書が必要な場合は、納税したことが分かるように5月31日(休)以後に記帳した指定口座の通帳をお持ちの上、税務課、富士松支所または各市民センターで申請してください。

※前年度に口座振替納付した人は、前年度交付された有効期限が6月15日の車検用納税証明書も利用できます。

軽自動車税が減免されます

身体障害者手帳などをお持ちの人が所有している軽自動車などで、障害の程度など一定の要件に該当する場合、1人1台に限り減免が受けられます。30年度は5月24日(休)までに税務課で申請してください。

## ②自動車税

5月上旬に県税事務所から通知される自動車税の納期限は5月31日(休)です

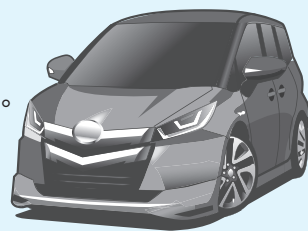
県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

※市役所での納付不可 ※パソコンなどからクレジットカードによる納付可(手数料必要)

**対** 4月1日現在で普通自動車・軽自動車などを持つ人

名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した車両の納税通知書が届いた場合、手続きが3月末日までに行われていないことが考えられます。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、各問合せ先にご連絡ください。

**問** ①税務課(☎62-1205)、②西三河県税事務所自動車税グループ(☎0564-27-2712)

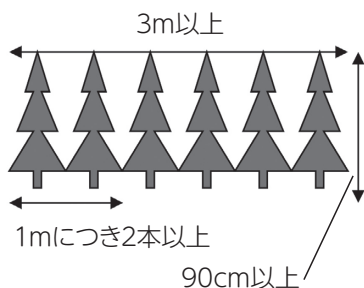


# 民有地緑化事業に対する補助を ご活用ください

緑にあふれ、やすらぎと潤いを与えるまちとなるため、次の補助事業を実施しています。 **問** 公園緑地課(☎62-1023)

### 生垣設置事業

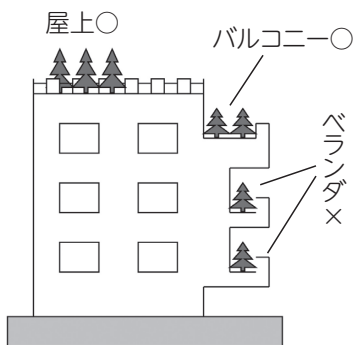
**【要件】** 住宅、店舗、事務所、工場および駐車場の用に供する土地内で、道路に面した所に高さ90cm以上の樹木を植栽延長3m以上新たに植栽する事業。ただし、植栽延長1mにつき2本以上植栽する場合に限る。



**【補助金額】** 「樹木の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽延長(m)×5,000円」を比較してどちらか少ない額(限度額75,000円)

### 屋上緑化事業

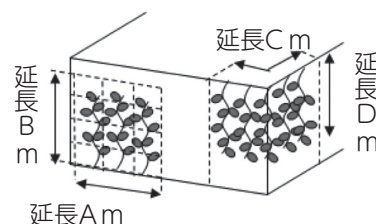
**【要件】** 建築物の屋上など\*1に樹木など\*2を3m以上新たに植栽する事業。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たりの容積が100ℓ以上のものを使用する場合に限る。



**【補助金額】** 「樹木の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽面積(m<sup>2</sup>)×20,000円」を比較してどちらか少ない額(限度額500,000円)

### 壁面緑化事業

**【要件】** 建築物および工作物の道路に面した壁面に樹木など\*2を3m<sup>2</sup>以上新たに植栽する事業。



※緑化面積:  $A \times B + C \times D \geq 3\text{m}^2$

**【補助金額】** 「樹木などの購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽面積(m<sup>2</sup>)×10,000円」を比較してどちらか少ない額(限度額250,000円)

- \*1 屋上およびバルコニー(ベランダを除く)
- \*2 樹木、芝、地被類、つる性植物などで多年性の植物

※補助を受ける場合には、事前申請が必要です。必ず工事前にご相談ください。